





同年 10月 1日 審議  
同年 11月 12日 審議  
令和 7年 3月 17日 審議 (口頭意見陳述)  
同年 4月 28日 審議  
同年 6月 3日 審議  
同年 7月 28日 審議

### 第3 審査請求人の主張

審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

#### 1 原決定1に対して

請求者本人である〇〇〇〇〇の発言が全く開示されず、黒塗りになっていることについて、発言者本人の発言内容がどのように記載されたのかを確認する必要がある。審査請求者本人が自らの発言について知る権利に基づき確認しうると考える。

#### 2 原決定2に対して

桑折町教育委員会が電話処理したので、文書がないという理由を述べているが、公務である以上文書が当然残されているはずであり、その内容を確認したい。県北教育事務所から桑折町教育委員会へなされた事故に関する連絡である以上、文書として記録が残されているべきであり、不存在自体の理由が電話では納得できない。

### 第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関においては、令和6年6月7日付で弁明書を提出しているところ、弁明の要旨は以下のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨に対する弁明

本件各審査請求は、いずれも棄却されることが適当であると考えます。

#### 2 原決定1に対する審査請求について

- (1) 原決定1に基づき非公開とした情報のうち「氏名、生年月日、性別、年齢、現住所、保護者氏名、心身情報」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第

- 1 項第 2 号に該当する。
- (2) 原決定 1 に基づき非公開とした情報のうち「学校名、学年組、傷病名、病院名」については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。
- (3) 原決定 1 に基づき非公開とした情報のうち「相談内容や保護者の発言、学校生活に関する情報」については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。
- 3 原決定 2 に対する審査請求について
- 情報公開請求のうち、県北教育事務所から町教育委員会が受けた連絡、記録、文書等すべて、町教育委員会が〇〇〇に対して行った指示、指導、連絡等に関する文書記録すべてについては、電話による口頭の連絡であり、公文書がないことから、情報不存在を決定し、通知したものである。

## 第 5 審査会の判断

- 1 原決定 1 に対する審査請求について
- (1) 審査請求人は、審査請求者本人が自らの発言については、知る権利に基づき、発言者である審査請求人本人の発言内容がどのように記載されたのかを確認する権利がある旨主張する。
- (2) 確かに、条例は「町民の知る権利を保障するために、町の公文書の公開及び情報提供の推進について必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の信頼と理解を深めるとともに、町民の町政への参加と監視の充実を期すことにより、地方自治の本旨に基づき、公正で民主的な町政の推進に資することを目的と」している。(条例第 1 条)
- (3) しかしながら、条例第 5 条においては、情報公開請求をおこなえるものについて、①町内に住所を有する者、②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者、④町内に存する学校に在学する者、⑤前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるもの、と広範に定められている。

したがって、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己

情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

(4) そこで、本件においては、実施機関において非開示とした情報が、条例第7条に規定する例外要件を満たすかを検討することになり、かかる観点から、実施機関の処分の妥当性を検討する。

① まず、原決定1に基づき非公開とした情報のうち「氏名、生年月日、性別、年齢、現住所、保護者氏名、心身情報」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1項第2号に該当する。

② 次に、原決定1に基づき非公開とした情報のうち「学校名、学年組、傷病名、病院名」については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1項第2号に該当する。

③ さらに、原決定1に基づき非公開とした情報のうち「相談内容や保護者の発言、学校生活に関する情報」については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第1項第2号に該当する。

(5) 以上より、実施機関において非開示とした情報は、いずれも条例第7条第1項第2号に該当し、同号ただし書アからウに該当する事情も存しない。

(6) よって、原決定1は妥当である。

## 2 原決定2に対する審査請求について

(1) 審査請求人は、実施機関は、桑折町教育委員会が電話処理したので、文書がないという理由を述べているが、公務である以上文書が当然残されているはずであると主張する。

(2) かかる主張がなされたことから、当審査会においては、実施機関に対し、条例第24条第4項に基づき、その知っている事実を陳述させ、必要な調査を実施した。

(3) その結果、実施機関からは「県北教育事務所から町教育委員会が受けた連絡、記録、文書等すべて、町教育委員会が〇〇〇に対して行っ

た指示、指導、連絡等に関する文書記録すべてについては、電話による口頭の連絡である。連絡にあたって、メモを作成した事実はあるが、当該メモは公文書には該当せず、また、メモは既に破棄している。」との説明がなされた。

- (4) 本件傷害事件は、被害〇〇の人権が侵害される可能性がある事件であり、実施機関において、県北教育事務所から受けた連絡等や〇〇〇に対しておこなった連絡等に関する文書を作成していないことについては疑問無しとは言えない対応であり、今後は対応改善をおこなうべきではあるが、本件にかかる実施機関において、実際には、審査請求人が指摘する文書を作成していることが認められる事情までは存せず、原請求②にかかる文書が不存在であることを理由におこなった原決定2は妥当である。

### 3 結論

以上より、本件実施機関の各決定はいずれも妥当である。